

# お客様からの現金や通帳・証書等のお預かりについて

八ナ信用組合では、お客様の大切なご預金等をお守りするため以下のような手続きを定めておりますのでお知らせいたします。

## 1. 受領証等について

●当組合職員が訪問先等で、現金、通帳、証書等をお預かりする際には、定期積金のご入金（毎月の掛込入金）をされた場合を除き、当組合所定の端末機で作成される「受領証」もしくは、「預り証」を発行しておりますのでお受け取りください。

なお、携帯している端末機が故障などの際には「受取書（お客様用）」をお受け取りください。

●当組合では、受領の事実を証するものとして、所定の「受領証」「預り証」または「受取書（お客様用）」以外で、お預かりすることは絶対にありません。

●所定の受領証等は、お預かりした通帳・証書等をお客様へお返す際に、引き換えに回収させていただく場合がございますので、大切に保管してください。

## 2. 現金のお届け時のお取扱について

●お客様のご依頼で現金をお届けする際には、組合所定の「現金受領証」にお客様の自署およびお届けによる受領印を徴求させていただきます。お届けした現金については、「現金受領証」の金額欄の金額と現金を必ずその場で確認のうえ、お受取欄に受領の自署およびお届けによる押印をお願いいたします。

## 3. ご署名等の代筆について

●当組合職員は、契約書、各種預金申込書、払戻請求書、現金受領証等のお客様記入欄の代筆は行っておりません。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※お客様の何らかの理由により、ご記入できない場合は担当者にご相談ください。

※ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、店頭窓口またはお取引店舗にお問い合わせください。

**<見 本>**

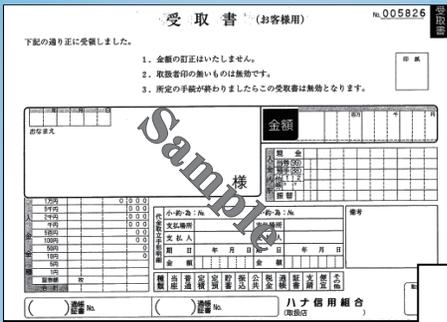
『受領証』



『預り証』



『受取書』



『現金受領証』

